訪問看護料金表（介護・医療保険）

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

１．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人　誠心会
主たる事務所の所在地	〒940-0053　長岡市長町１丁目 1668 番地
代表者（職名・氏名）	理事長　　吉田　英毅
設立年月日	昭和 43 年　4 月 12 日
電話番号	０２５８－３２－０４９０

２．事業所の概要

ご利用事業所の名称	吉田病院長町訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護・訪問看護（医療保険）精神科訪問看護	
事業所の所在地	〒940-0053　長岡市長町１丁目 1668 番地	
電話番号	０２５８－３６－７７１４	
指定年月日・事業所番号	平成 16 年 7 月 1 日指定	１５６０２９０１２２
管理者の氏名	大野　真理子	
通常の事業の実施地域	長岡市、見附市	

３．事業の目的と運営の方針

事業の目的	本事業所が実施する事業は、利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法又は健康保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の療養生活の質の改善や病状悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

４．提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、看護師、准看護師（以下「訪問看護職員」といいます。）がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

５．営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12 月 31 日から１月３日）を除きます。
営業時間	午前８時半から午後５時（土曜日は 12 時）まで ただし、利用者の希望に応じて、24 時間連絡対応可能な体制を整えるものとします。

６．営業地域

長岡市　見附市

（注）上記以外の地域への訪問看護では交通費は実費扱いとなります。

７．事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤　11 人

８．利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の１割の額（一定以上の所得のある方は２割或は３割）です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１） 介護保険

＜訪問看護の基本利用料＞

サービスの内容 １回あたりの所要時間	基本利用料 ＊（注１）参照	利用者負担金(自己負担額１割の場合) ＊（注２）参照
２０分未満	３，１４０円	３１４円
２０分以上３０分未満	４，７１０円	４７１円
３０分以上１時間未満	８，２３０円	８２３円
１時間以上１時間３０分未満	１１，２８０円	１，１２８円

＜介護予防訪問看護の基本利用料＞

サービスの内容 ／ １回あたりの所要時間	基本利用料 ＊（注１）参照	利用者負担金(自己負担額１割の場合) ＊（注２）参照
２０分未満	３，０３０円	３０３円
２０分以上３０分未満	４，５１０円	４５１円
３０分以上１時間未満	７，９４０円	７９４円
１時間以上１時間３０分未満	１０，９００円	１，０９０円

(注１)　上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注２)　上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくことになりますのでご留意ください。

＜加算＞

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金（1割の場合）
夜間・早朝、深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の２５％	
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の５０％	
複数名訪問加算（Ⅰ）	同時に２人の看護師等が１人の利用者に対して３０分未満の訪問看護を行った場合（１回につき）	２，５４０円	２５４円
	同時に２人の看護師等が１人の利用者に対して３０分以上の訪問看護を行った場合（１回につき）	４，０２０円	４０２円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して１時間３０分以上の訪問看護を行った場合（１回につき）	３，０００円	３００円
初回加算（Ⅰ）	退院した日に初回の指定訪問看護を行った場合（1月につき）	３，５００円	３５０円
初回加算（Ⅱ）	新規の利用者へサービス提供した場合（１月につき）	３，０００円	３００円

退院時共同指導加算	退院又は退所につき１回（特別な管理を必要とする者の場合２回）	６，０００円	６００円
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して、２４時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合	６，０００円	６００円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対して、計画的な管理を行った場合（１月につき）	５，０００円	５００円
特別管理加算Ⅱ		２，５００円	２５０円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前１４日以内に２日以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	２５，０００円	２，５００円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（１回につき）	３０円	３円
看護体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制を満たす場合(１月につき)	５，５００円	５５０円
看護体制強化加算Ⅱ		２，０００円	２００円
看護体制強化加算		１，０００円	１００円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携	１月につき	２９，６１０円	２，９６１円
	サービス提供体制加算Ⅱ	２５０円	２５円
介護職員等処遇改善加算	介護従事者の安定的な確保を図るとともに、生産性向上や資質向上への取り組みを行っている場合		総報酬単位数の１．８％

＊＊＊特別な場合として＊＊＊

状態の変化により頻回に訪問が必要になった場合、介護保険で利用されていた方も主治医の指示で医療保険での対応になることがあります。

（２）医療保険

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき訪問看護を提供し、基本利用料並びにその他の利用料をお支払いいただきます。

１．後期高齢者医療保険者証を持っている方

一般の方	訪問看護に要する費用の１割	後期高齢医療費 保険者証に記載
一定以上の所得の方	訪問看護に要する費用の２割	
現役なみ所得者	訪問看護に要する費用の３割	

２．その他の医療保険の方は、医療保険で定める報酬に基づいて負担額の請求を行ないます。

＜訪問看護の基本利用料＞

加算の種類	サービスの内容 １日につき	加算額 基本利用料 ＊（注１）参照	加算額 利用者負担金 （1割の場合）
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週３日まで	５，５５０円	５５５円
	週４日以降	６，５５０円	６５５円
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	入院中に外泊患者への訪問	８，５００円	８５０円
精神科訪問看護 基本療養費（Ⅰ）	週３日まで・・・３０分以上	５，５５０円	５５５円
	週３日まで・・・３０分未満	４，２５０円	４２５円
訪問看護管理療養費（Ⅰ）	（月の初日） 主治医との連携や家族との連絡相談など訪問看護の提供に必要な計画的管理に要する費用	７，７１０円	７７１円
	（２回目以降） 主治医との連携や家族との連絡相談など訪問看護の提供に必要な計画的管理に要する費用	３，０００円	３００円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合、月に１回算定	１，０５０円	１０５円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	オンライン資格確認により診療情報を取得し計画的管理を行った場合、月１回算定	５０円	５円

＜加算＞

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

複数名訪問看護加算	（看護師）／週 １ 人での訪問看護が困難な場合に加算されます。①厚生労働省が定める疾病の利用者②特別訪問看護支持期間中の利用者③特別な管理を必要とするもの④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損等が認められる利用者	４，５００円	４５０円
特別管理加算	悪性腫瘍、気管カニューレや留置カテーテル利用の方／月１回	５，０００円	５００円
	在宅酸素、点滴、人工肛門、褥瘡の方／月１回	２，５００円	２５０円
訪問看護早朝深夜加算	夜間：午後６時～午後１０時 早朝：午前６時～午前８時	２，１００円	２１０円
	深夜：午後１０時～翌朝６時	４，２００円	４２０円
２４時間対応体制加算	２４時間いつでも連絡が取れ、必要に応じて予定以外の訪問をする体制であり、その利用について利用者の同意を得た場合に加算されます／月１回	６，８００円	６８０円
ターミナルケア療養費	在宅で亡くなられた場合、その利用月に加算されます／月１回	２５，０００円	２，５００円
長時間訪問看護加算	特別訪問看護指示書や特別な管理を受けている利用者に１時間３０分以上の訪問看護を行った場合に加算されます／週	５，２００円	５２０円
退院時共同指導加算	退院又は退所にあたり療養上必要な指導を行い、その内容を文書で提供した場合に加算されます	８，０００円 特別管理は １０，０００円	８００円 １，０００円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の退院日に訪問し、療養上の指導を行った場合に加算されます	６，０００円 ９０分を超えた場合は ８，４００円	６００円 ８４０円

訪問看護情報提供療養費３	入院又は入所するにあたり、訪問看護ステーションが情報提供した場合に加算されます	１，５００円	１５０円
緊急訪問看護加算	主治医の指示により緊急で訪問した場合に加算されます	２，６５０円	２６５円
訪問看護物価対応料	月の初日の場合	６０円	６円
	月の２日目以降	２０円	２円
訪問看護医療情報連携加算	他の保健医療機関等の関係職種が ICT を用いて記録した利用者に係る診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	１，０００円	１００円

（注１） 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

９．キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調変化など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の 50%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の 100%の額

１０．支払い方法

上記の利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、口座引き落としか、現金払い、銀行振り込みのいずれかでお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後にお渡しします。

１１．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

主治医	医療機関の名称 主治医名 所在地 電話番号	
緊急連絡先（家族等）	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

１２．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）または相談支援専門員、及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

１３．苦情相談窓口

（１）　サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	吉田病院長町訪問看護ステーション
担当者	大野真理子、訪問看護師
責任者	大野　真理子
連絡先	0258－36－7714

（２）サービス提供に対する苦情は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	連絡先
長岡市役所　介護保険課	0258－39－2245
見附市役所　健康福祉課介護保険係	0258－61－1350
新潟県国民健康保険団体連合会	025－285－3022

１４．サービスの利用にあたっての留意事項

サービスの利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借、金銭に関する取扱い

（２）訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

（３）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は相談支援専門員、当事業所の担当者へご連絡ください。

（４）利用者様又はご家族等からの言動が、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害すると判断された場合（大声での叱責、威圧的な言動、過度な要求、長時間の拘束など）は、組織として対応させていただきます。これらの行為が認められた場合は、複数名での訪問への切り替えや、サービス提供方法の見直しについてご相談させていただくことがあります。また、悪質な場合は警察等の関係機関へ通報し、毅然とした対応をとる場合があります。なお、サービスに関する正当なご意見や苦情につきましては、これまで通り誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出下さい。

＊保険外の自費

- 営業地域以外の訪問にかかる交通費　：1回の訪問につき 1,000 円
- 医療保険の交通費
 - ・事業所から片道 10ｋｍ未満　1回の訪問につき　500 円
 - ・事業所から片道 10ｋｍ以上　1回の訪問につき 1,000 円
- 営業日以外の訪問は1回につき 1,000 円

＊以下のような場合もご希望があれば保険外（自費）で対応いたします。

- 退院日当日の訪問看護利用
- 亡くなられた時のお世話
- 受診の同行
- 保険で定められた時間を超えた訪問看護料

料金表

30 分未満	４，０００円
60 分未満	８，０００円
90 分未満	１２，０００円

以降は 30 分毎に３，０００円の追加料金となります。

令和　　年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり上記のとおり重要事項を説明しました。

（事業者）所在地　　長岡市長町１丁目 1668 番地

事業者名　　医療法人誠心会

代表者・氏名　　理事長　　吉田　英毅　　印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

（利用者）住所

氏名

（代理人）住所

氏名

訪問看護ステーションに係る「標準契約書」代表者権限項

委　任　状

　私は、都合により、訪問看護ステーション管理者大野真理子をもって
代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項
①　標準契約書の契約事項に関すること（利用者に対する契約内容の説明）

②　標準契約書の契約締結に関すること（契約書に係る代表者職・氏名の委任）

平成２１年２月１日

事業者名　　医療法人誠心会
委任者　　理事長　吉田英毅　　印

事業者名　　吉田病院 長町訪問看護ステーション
受任者　　管理者　大野真理子　　印